

宇部市観光交流課 宛

**「宇部市インバウンドデジタルクーポン」「宇部市アウェイツーリズムデジタルクーポン」
宿泊施設参加申請書**

「宇部市インバウンドデジタルクーポン」及び「宇部市アウェイツーリズムデジタルクーポン」の登録宿泊施設として参加申請するため、下記のとおり提出いたします。

【宿泊施設情報】

フリガナ	
宿泊施設名	
所在地	〒
電話番号	() ー
FAX 番号	() ー
電子メールアドレス	
フリガナ	
経理(会計)担当者名	
施設客室数	_____室
最大宿泊受入人数 (1日あたり)	_____人

※FAX 番号及び電子メールアドレス、経理担当者名、施設客室数、最大宿泊受入人数を除く上記の内容は、「宇部市インバウンドデジタルクーポン」公式ホームページへ掲載します。

裏面の項目を確認し、☒印を記入の上、署名してください。

【登録宿泊施設登録条件】 次の項目について、すべて満たす必要があります。満たしている項目に☑印を記入してください。

- ☐ 宇部市内の宿泊施設であって、宇部旅館ホテル生活衛生同業組合加盟施設もしくは一般社団法人宇部観光コンベンション協会会員施設であること。
 - ☐ 事務局が提供する宿泊施設用マニュアルに基づき、宇部市インバウンドデジタルクーポンは有料で宿泊した外国人旅行者、宇部市アウェイツーリズムデジタルクーポンは山口パッツファイブホームゲーム観戦券等を提示した宿泊者にクーポン引換券の提供を行うこと。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
 - ☐ 宇部市インバウンドデジタルクーポン公式ホームページ上での事業者名、所在地等の公開に同意すること。
 - ☐ クーポン引換券配布枚数設定のため、参加申請書に施設客室数・最大宿泊受入人数の記載をすること。
 - ☐ 宇部市観光交流課が必要と判断した場合に、参加申請書に記載した情報について宇部市の関係部署、警察に提供することについて同意すること。
 - ☐ その他関係法令や公序良俗に反しないこと。
- ※ 上記内容に反する場合、登録を取消すことがあります。また、万一虚偽の精算申請等の悪質な事例が発生した場合は、法的措置を執らせていただく場合があります。

【責務等】 次の項目について、すべて遵守する必要があります。遵守する項目に☑印を記入してください。

- ☐ クーポン引換券を現金と交換しないこと。
- ☐ <インバウンドデジタルクーポン>チェックイン時に公的身分証明書（パスポート等）で外国人旅行者であることを確認し、宿泊証明書兼クーポン誓約書に署名の上回収、保管すること。<アウェイツーリズムデジタルクーポン>チェックイン時に山口パッツファイブホームゲーム観戦チケット半券等（ウェブチケット含む）にて試合前日または当日の宿泊であることを確認し、宿泊証明書兼クーポン誓約書に署名の上回収、保管すること。
- ☐ チェックイン後に宿泊日数の短縮等でクーポン引換券の配布枚数が減少する場合は、宿泊施設の責任において速やかにクーポンを回収すること。
- ☐ 「クーポン配布実績報告書」を作成し、宿泊証明書兼クーポン誓約書の原本と共に毎月 10 日必着にて事務局へ送付すること。※前月発行分は必ず翌月までに送付、報告すること。
- ☐ 旅行者の不正利用を知り得ながらクーポン引換券を配布すること、旅行者に不正を促すこと等によりクーポン登録店舗または旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、調査が完了するまで当該宿泊施設におけるクーポン引換券の配布を保留することに同意すること。また、旅行者が不正に利益を得た場合、宿泊施設は、配布したクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。
- ☐ 偽造、変造、模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに協力すること。
- ☐ その他、事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。

【その他の遵守事項】 次の項目について、すべて遵守する必要があります。遵守する項目に☑印を記入してください。

- ☐ <インバウンドデジタルクーポン>宇部市内の宿泊施設に宿泊した外国人旅行者に対し、1 人 1 泊あたり 3,000 円（大人・子ども一律）の電子クーポン引換券をお渡しします。<アウェイツーリズムデジタルクーポン>宇部市内の登録宿泊施設に宿泊した山口パッツファイブホームゲーム観戦者に対し、1 人 1 泊あたり 2,000 円（大人・子ども一律）の電子クーポン引換券をお渡しします。
- ☐ クーポンの有効期間は、チェックイン日から令和 6 年 2 月 29 日までです。期限内に利用しなかったものは権利放棄扱いとなります。
- ☐ クーポン引換券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、宇部市及び事務局は責を負いません。クーポン引換券の盗難・紛失・滅失等については、登録事業者等へ損害賠償責任が発生する場合があります。
- ☐ 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止します。
- ☐ 本事業を推進する際に不明な点や、判断に迷うことがある際には、事前に事務局に相談してください。
- ☐ クーポン引換券受託後の取り扱い手順を確認し、「クーポン引換券発行実績報告書」と「クーポン誓約書（両面）」を事務局に送付すること（月 1 回送付。毎月 10 日事務局必着。送料は事務局が負担します。）。
- ☐ 事業終了後、残りのクーポン引換券は「クーポン引換券最終報告書」と一緒に返送いただくこと。
- ☐ 本事業において、規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、返還に応じます。
- ☐ 本事業に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。

上記の内容について遵守します。

令和 5 年 月 日 事業者名

代表者氏名

印

以下の書類の同封を確認後、☑印を記入してください。

- ☐ 事業者等を営業する上で、必要な許可を得ていることを証する書類（営業許可証等）の写し

【書類提出先】 宇部市インバウンドデジタルクーポン事務局
FAX:083-976-2301 E-mail: ube-coupon@bsec.jp